

給食における新型コロナウイルス感染拡大防止策について

《通常時》

☆区教委の通知により、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止策は以下のようにします。

令和3年4月5日付学務課文書「令和3年度新型コロナウイルス感染予防に係る給食(昼食)の取扱いについて」より

●給食喫食時の児童の衛生管理について

- (1)給食喫食前後には児童には手洗いを徹底します。
- (2)手を拭くハンドタオル等は各児童が持参し、共有はしないよう指導します。
- (3)喫食時は、席の配置の工夫や間隔をあけて前向きで着席する等、飛沫感染防止のため会話等を控えるよう引き続き指導します。
- (4)喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう指導します。
- (5)マスクをはずしているときは、会話しないよう指導します。
- (6)喫食時はマスクを外すため、給食中はランチョンマットを入れる袋等にマスクを入れるよう指導します。

●給食の配膳について

- (1)給食の配膳は主に児童が行います。ただし、小学校低学年等、実情に応じて教職員等が配膳することも考慮します。
- (2)給食当番の児童には担任が事前に衛生チェックを行い、体調不良な児童がいた場合には、当番を変更します。
- (3)給食当番は、配膳前には必ず手を洗い、マスク・白衣を着用します。チェック表を活用し内容を徹底します。※白衣は今までどおり、各児童に洗濯をお願いします。
- (4)使い捨て手袋については、パンや果物、デザート用の手袋の他に、担任の先生方用に2双(配膳・下膳用。1年生は4双)配布します。
- (5)配膳後の量の調節及びおかわり分を盛り付けることに関しては、クラスの実情に応じ実施します。担任だけでなく、各自で行うことも可とします。

●給食の下膳について

- (1)給食の下膳は、本人が行います。残菜・残乳の処理を個別に行ったうえで、食缶等の片付けは給食当番の児童が行うこととします。ただし、学校の実情に応じて教職員が下膳を行うことも可とします。
- (2)下膳時には、当番終了後は必ず手洗いを徹底します。また、手を洗うまで顔や髪の毛を触らないように指導します。

●給食費について

- (1)欠席による欠食は、5日以上連続する場合は、保護者が1週間前までに届出を行えば、給食費を返金します。紙による届出だけでなく口頭でも受け付け、事後に届出書を提出することも可とします。
- (2)新型コロナウイルス感染予防の観点から、弁当持参を希望する保護者がいた場合にも、5日以上連続の場合は、保護者が1週間前までに届出を行えば給食費は返金します。(1)同様、口頭でも受け付けます。
- (3)濃厚接触者及びPCR検査陽性者となった事による欠席が5日以上連続する場合は、保護者が届け出を行えば、土日を含む5日後からの給食費は返金します。紙による届け出ではなく、口頭で受付、事後に届け出用紙を提出することも可とします。